令和2年度

産山村歳入歳出決算審査意見書

産山村監査委員

産監発第174号 令和2年9月3日

産山村長 市 原 正 文 様

 産山村監査委員
 吉
 野
 文
 夫

 同
 城
 本
 俊
 成

令和2年度産山村財政健全化審査の意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和2年度産 山村財政健全化審査を実施したので、その結果について意見を付して報告する。

令和2年度 産山村財政健全化審査意見書

1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2 審査の期間

令和3年8月19日から令和3年9月2日まで

3 審査の概要

この財政健全化審査は、村長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうか主眼として実施した。

4 審査の結果

(1)総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した 書類は、法令等に基づきいずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位:%)

健全化判断比率	令和2年度	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	— (△1.89)	15.00	20.00
② 連結実質赤字比率	— (△4. 11)	20.00	30.00
③ 実質公債費比率	7. 5	25.0	35.0
④ 将来負担比率	_ (△32.5)	350.0	

(注) 1. ①実質赤字比率、②連結実質赤字比率の「一」の表示は、赤字がないことを表している。 ④将来負担比率の「一」の表示は、将来支払う可能性がある負債がないことを表している。

2. 参考として、黒字の比率を ()内に「△」で併記している。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和2年度の実質赤字比率は、△1.89%となっており、昨年に比べ5.

14ポイント下がり黒字が圧縮されている。

令和2年度における財政の健全性は保たれているが実質赤字比率が下がりつかるため今後の不安要素ではあると言える。

② 連結実質赤字比率について

令和2年度の連結実質赤字比率は、 $\triangle 4.11%$ となっており、連結実質収支は黒字である。昨年から比較して7.22ポイント下がっているため、各種特別会計についてそれぞれ今後どのように推移するのか検証を行うべきと言える。

③ 実質公債費率について

令和2年度の実質公債費率は、7.5%となっているが、これは、過去3年間の実績の平均であるが、1年単位で比較すると健全な方向に数値は下がっているがこれはコロナ禍における数値であり単純には比較できないため、コロナ終息後における数値が健全化に向かうよう望む。

④ 将来負担比率について

令和2年度の将来負担比率は \triangle 32.5%となっており、将来負担比率350.0%から見れば大きく乖離していることから、将来負担比率における健全性は保たれていると言える。

(3) 是正改善を要する事項

今後懸念されることとして第三セクターの存続や利活用面について専門家を交 え方向性について検討すべきと言える。

- 5 算定方法の概要
- ① 実質赤字比率

《一般会計等(普通会計相当)を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率》

② 連結実質赤字比率

≪全会計を対象とした実質赤字額(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率≫

③ 実質公債費比率

≪一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率≫

| (地方債の元利償還金+準元利償還金) — (特定財源+元 | 利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額) | 標準財政規模 — (元利償還金・準元利償還金に係る基準 | 財政需要額算入額) × 100

④ 将来負担比率

≪一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率≫

将来負担額 — (充当可能基金額+特定財源見込額 + 地方 債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)

産山村長 市 原 正 文 様

産山村監査委員吉野文夫同城本俊成

令和2年度産山村経営健全化審査の意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和2年度 産山村経営健全化審査を実施したので、その結果について意見を付して報告する。

令和2年度 産山村経営健全化審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2 審査の期間

令和3年8月19日から令和3年9月2日まで

3 審査の概要

この経営健全化審査は、村長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうか主眼として実施した。

4 審査の結果

(1)総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した 書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位:%)

比 率 名	令和2年度	経営健全化基準	備考
① 資金不足比率 (法非適用企業)	— (△27.65)	20.00	

- (注) 1. 上記の① (法非適用企業) は、簡易水道事業、電気事業、観光施設事業を表している。
 - 2. 「一」の表示は、赤字がないことを表している。
 - 3. 参考として、黒字の比率を()内に「△」で併記している。

(2) 個別意見

① 資金不足比率(法非適用企業)について

令和2年度の資金不足比率は \triangle 27.65%となっており、昨年度比12.1 ポイント改善され、経営健全化基準の20.00%と比較しても、これを大きく 下回っており、資金不足比率における健全性は確保されていると言える。

ただし、簡易水道事業 0.62%、風力発電事業 54.68% と2会計間において相殺が行われており、風力特会が近い将来終了した場合には簡易水道事業においては資金不足に陥る可能性もあり、今後の検討が必要であると言える。

(3) 是正改善を要する事項

今後、風力発電事業が終了し簡易水道事業だけとなるため、早めの延命化計画策定や更新も含めた改善計画による経営の安定化を図られたい。

5 算定方法の概要

≪公営企業を対象とした事業の規模に対する資金の不足額の比率≫

① 資金不足比率(法非適用企業)

(繰上充用額+支払繰延額・事業繰越額+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) — 解消可能資金不足額

営業収益に相当する収入の額 ― 受託工事収益に相当する収入の額

× 100